

# 児童虐待防止に県が取り組むべき課題

「千葉県子育て支援・児童虐待防止に関する意識調査」検討結果

平成 19 年 3 月

千葉県社会福祉審議会

社会的養護検討部会

児童虐待防止調査研究委員会

## 課題 1

### 児童虐待についての広報の工夫

#### ① 県民の児童虐待に関する正しい知識と理解

回答者の多くは、事件として報道されるような児童虐待問題については、その重大性を認識し関心を持っているが、日常的な生活場面での「児童虐待行為」の判断については、十分に理解しているとは言い難い。

「自分の行為が児童虐待に当たるのか」、「目の前の子どもがされていることは虐待なのか」、その判断が明確にされないことは、早期の適切な相談や通告を阻む要因になると思われる。

また、しつけにおける体罰の容認が比較的高い傾向は、「しつけ」を隠れ蓑とした重篤な児童虐待事件を引き起こす下地となるおそれがあるともいえる。

児童虐待を予防し、また虐待が発生した場合に適切な支援を行っていくためには、県民一人ひとりに「児童虐待」に関する正しい知識と理解をもってもらうことが必要である。そのためには、行政が従来行ってきた広報のしかたでは不十分であり、家庭だけではなく企業への働きかけを行うなどの啓発対象の拡大、多様なメディアや場を活用した伝達、県民の生活感覚にあった内容、表現等々、一層の工夫が必要である。

#### ② 性や世代の違いによる、児童虐待問題への認識の違いを踏まえた啓発

子育ての負担感や児童虐待に関する認識のしかたには、性や世代によりいくつかの特徴的な違いが見られる。

男性は、女性よりも「家庭内での親の生活や立場を優先する」傾向が高く、しつけに関して体罰を容認する傾向が高い。

子育て世代においては、女性は男性よりも子育てに負担感を抱いており、その内容については、男性は、「子育てに出費がかさむ」といった経済的な問題を取り上げ、女性は、子どもと向き合う生活の中で、「身体的疲れ」や「自分の自由な時間の確保の難しさ」をあげている。女性に偏りがちな子育ての負担に関して、男性の理解を図ることが必要である。

また、子育て卒業世代については、若い養育者に対して厳しい見方をする傾向が強い。この世代の人たちには、児童虐待防止の地域の見守り役を担うことが期待されるが、若い養育者に対し厳しい見方をしていたり批判的な意識に留まると、十分な支援者とはなりにくい。子育て事情の変化を含め、子育て世代の女性の精神的負担感などを理解してもらうことが望まれる。

#### ③ 通告義務の意義の理解を深める

身近に児童虐待と思われる行為に気づいても半数以上が、「何もしない」と回答しており、その主な理由は、「虐待かどうか良くわからない」ことや「家庭内で解決すべき」との考えから「通告」を躊躇するという心理を生じていることが、今回の調査から明らかになった。

県民の多くは、「通告」は、国民の義務であるというまでの認識に至っていない。

また、児童虐待の通告を受けた後の機関の対応については、現状では県民に良く知られていない。そのため、多くの県民がその後の状況の展開に不安を抱き、通告・相談をためらう結果ともなっていると考えられる。従って、通告・相談の窓口が子どもが住む市町村や児童相談所であることだけでなく、児童虐待対応において子どもを含めた家庭への支援がどのように行われているかについて、県民への周知を図る必要がある。

また、「通告」は、養育者を懲罰するために行うのではなく、子どもと養育者に対する、不適切な家庭状況を改善するための支援の始まりであるという理解を得ることも必要である。

## 課題 2

### 児童虐待防止を図るための町村部における支援体制強化

「児童虐待問題に関する認識」、「児童虐待と思われる行為に関する認知」、「児童虐待と思われる行為をした経験」、「子どもの頃の児童虐待と思われる行為を受けた経験」等に関する回答については、いずれも市部と町村部に顕著な傾向の違いは見られない。

児童虐待問題の発生の可能性には、大きな違いがないにもかかわらず、人口の集中している東葛地域に比べ、少子高齢化の進む県東部、南部の町村部では、児童虐待防止ネットワークなどの体制整備にやや遅れが見られる。

そのため、どの地域においても児童虐待防止施策は重要であることの認識を高め、児童虐待防止ネットワーク機能の向上を図ることが必要である。

## 課題 3

### 子育て世代の特質にあったきめ細かな支援対策とその周知

#### ① 専業主婦のニーズに焦点を当てた子育て支援サービスの拡充

今回の調査では、子育て世代における男性と女性、専業主婦と仕事を持つ女性とでは、子育てに関する負担感の内容に違いがあることが見出された。

子育て世代の専業主婦は、「身体的な疲れ」や「自由な時間が持てない」といった回答が多いことから、養育者自身の心身の余裕のなさがうかがわれる。また、若い世代では、「育児の方法が良くわからない」「子どもの病気や発育、発達に関すること」の回答が多いことから、子育ての経験や知識不足による不安も大きいと考えられる。

従って、子育て世代の性や年齢、就業の有無等の状況を考慮したきめ細かな子育て支援策を講ずる必要がある。

#### ② 子育て支援サービスに関する情報の効果的な提供

各種の子育て支援サービスの認知度は低く、子育て家庭にサービスの具体的な内容の情報が十分に伝わっていない。特に、専業主婦の子育て支援のあり方は、その内容だけでなく、提供の仕方についても検討することが必要だと思われる。

また、今回の調査結果では、「行政の子育て支援サービスの不足」が「子育てしにくいと思う理由」として挙げられている一方、現在行われている各種の子育て支援サービスの利用希望は高くなかった。

ニーズがあるにもかかわらず、利用希望が低い状況は、提供されているサービスの内容がニーズに対応していない、子育て支援サービス事業が市町村によって実施状況に格差がある、事業の内容が必要とされる子育て家庭に周知されていない、などによるのではないかと思われる。

## 課題 4

### 暴力の連鎖を断ち切るための支援体制整備

#### ① 被虐待児の早期の心身のケアのための体制整備

「児童虐待と思われる行為の経験」、「子どもの頃に児童虐待と思われる行為を受けたことがある経験」、「DV被害の経験」等の関連について分析したところ、子どもの頃に虐待と思われる行為を受けた経験のある人のほうが、子どもの頃に被虐待経験のない人に比べ大人になってからの児童虐待行為を生じさせるおそれが高い傾向がうかがわれた。

従来の虐待の世代間連鎖の研究結果から、世代を超えて虐待が連鎖する割合は 20% から 30% 前後といわれているが、今回の調査は改めてそれを支持するものと言える。

子どもの頃の被虐待経験が、後に虐待と思われる行為を発生させるなど生涯にわたり影響を及ぼすこともあることから、できるだけ早期に心身のケアを受けられる体制の整備をしていくことが望まれる。

#### ② 虐待行為をした親への支援

虐待と思われる行為をしたことがあるとの回答者は、行為をしたことがない回答者に比べ子育ての負担感を強く感じているとの回答率が高い。一方で、「自分で解決すべき問題」と考える傾向が強く、「相談者を持たない」との回答率も比較的高いことから、援助関係が作りにくいことが予想される。

専門的な相談対応機関の体制整備を行い、働きかけていくことが必要である。

#### ③ 児童虐待とDV対応機関との連携

子どもの頃に虐待と思われる行為を受けた経験のある人は、その経験がない人に比べDVの被害にあう経験は顕著に高い回答率を示した。また、DVの被害経験のある人は、その経験のない人に比べ顕著に「児童虐待をしたことがある」との回答が多い。このことは、児童虐待問題とDV関連問題との間に、相互に関連性があることを示している。

児童虐待問題とDV問題は、相互に発生要因となり、また問題として並存する可能性が高いことを支援に関わる者は認識する必要がある。

## 課題 1 への対応策

### 児童虐待の正しい認識の浸透

児童虐待を起こさない、起こさせない社会づくりを進めるため、県民一人ひとりが「児童虐待とはどういう行為なのか」日常生活の身近なこととして認識できるよう、正確な情報を有効に伝達する広報啓発を行う必要がある。

また、県民が児童虐待に気づいたときに、相談や通告を自発的に行うことができるよう、市町村や児童相談所等の窓口の周知を図るとともに、啓発については、対象の拡大、種々のメディアの活用、表現方法や内容等に工夫が求められる。

#### 1 児童虐待及び子育て支援についての広報啓発

- (ア) 将来子育てをする世代、子育て中の世代、子育て卒業世代、といった各世代の子育て観を考慮した情報提供、啓発を行う。
- (イ) 企業への広報啓発などを通して、子育て世代の男性の子育てに対する理解や積極的な協力を求める。
- (ウ) 効果的な周知を図るために、TV放送やインターネット等の多様なメディアの活用や、民生・児童委員、主任児童委員や子育て応援ボランティア等の地域の人材を活用する。
- (エ) 公的機関の活用による従来の福祉の枠での広報だけでなく、ポスターの掲示やリーフレットの配布などに多くの養育者が利用するコンビニエンスストア、居酒屋、パチンコ店、カラオケ店等の遊興施設などを活用し、児童虐待防止を社会全体で取り組むための働きかけを行う。
- (オ) 不適切な養育態度を防ぐための子育て支援等に関する情報を母親（両親）学級や乳幼児健診、小学校の就学前健診等といった多くの子育て家庭に関わる機会を利用し、提供する。
- (カ) 児童虐待は、子どもの人権侵害であるという、子どもの権利擁護を踏まえた啓発を行う。
- (キ) 児童虐待防止の啓発を行う際には、県民の参画を図り、生活感覚にあったものとすると共に、援助的視点に立った内容とする。

#### 2 児童虐待の通告義務と相談受理機関の役割の周知

- (ア) 児童虐待と思われる行為に気づいた際に、市町村や児童相談所に「通告」をすることは、子どもを守るだけでなく、子育てに苦慮している養育者に対する援助の始まりであることの理解を図る。
- (イ) 児童虐待の通告は、児童の人権を守るために県民の一人ひとりがなすべきこととされたものであり、その窓口は子どもの居住する市町村もしくは児童相談所であることの周知を図る。
- (ウ) 円滑な通告を促進するために、通告受理後に子どもの安全と家族関係の調整のためどのような援助を行っているか、県民への周知を図る。

## 課題 2 への対応策

### 町村部における児童虐待問題対応の体制づくり

市部・町村部の区別なく児童虐待問題は等しく潜在していることから、いずれの地域でも通告受理及び早期対応、支援体制の整備は求められる。

#### 1 市町村の児童虐待対応の体制強化

被虐待児等の要保護児童の相談対応を一義的に行う市町村に対し、相談対応に格差が生じないように、児童虐待対応職員の研修等を実施し、市町村へのバックアップを行う。

#### 2 町村部の要保護児童対策地域協議会の設置促進

(ア) 市部・町村部の区別なく、児童虐待問題は等しく潜在していることから、町村部における要保護児童対策地域協議会の設置等を促進する。

(イ) 要保護児童対策地域協議会の機能について周知を図り、構成員の守秘義務を踏まえた円滑な情報共有等その効果的な運営について県からの支援を行う。

## 課題 3 への対応策

### きめ細かな子育て支援対策

児童虐待の未然防止のためには、子育て負担の軽減が求められる。特に、家庭にこもりがちな子育て中の専業主婦には、子育ての孤立化を防ぎ、子育て不安緩和のための適切な育児の知識の情報提供、ストレスの軽減が図れる子育て支援サービスの提供が望まれる。

更に、自ら子育て支援を求めないが、支援が必要な家庭等に対する出前型のサービスの普及を図る必要がある。

#### 1 子育ての協力者

(ア) 育児に対する家庭の力を高めるために、子育て世代の男性に向けた理解や協力を求める広報啓発を図る。(課題1の対応策(イ)に同じ)

(イ) 子育て応援が期待できる子育て卒業の中高年世代に対し、生涯教育などの場において、現在の子育て事情や児童虐待に関する理解を深め、子育て家庭を支援する地域の身近なボランティアとして養成するなどの人材育成を図る。

#### 2 子育て支援のニーズとサービスを適正に調整する体制

(ア) 不適切な養育を予防する為には、早期からの育児に関する正しい知識の普及が不可欠であり、母子保健事業における妊娠初期からの対応の強化を図る。

(イ) 子育て支援サービスについて、地域のコーディネーターが養育者のニーズを把握し、効果的なサービスを紹介提供できるようなシステムの構築を検討する(民生児童委員・主任児童委員などの人材を活用)

### 3 自らは求めない養育者への子育て支援の出前型サービス

自らは支援を求めないが、養育状況に困難性が見られる家庭に対して、行政（市町村）からの出前型の子育て支援サービスとして、育児支援家庭訪問事業の一層の推進を図る。

## 課題 4 への対応策

### 虐待の連鎖を断つための体制整備

家族間で起きる暴力等の問題については、児童虐待と DV の問題の関連を踏まえた円滑な相談対応の体制整備が必要である。

また、再発や世代間連鎖の防止のためには、虐待の被害児童への安心できる養育環境の提供と心身のケア、養育者への支援関係の形成と適切な養育方法の指導、子どもと養育者等の家族関係調整などを行える体制整備が必要である。

#### 1 児童虐待対応機関と DV 対応機関との連携強化

DV の問題を抱えている家庭については、DV 被害と児童虐待との関連を十分把握して対応することが重要であることを認識し、市町村・児童相談所・女性サポートセンター等の職員の研修を強化するなど、その素質の向上を図ると共に、相互の情報交換や連携の一層の徹底を図る。

#### 2 被虐待児のケアシステムの構築

- (ア) 児童虐待を受けた子どもの心身のケアについては、小児科、児童精神科医療との連携、民間相談室の活用を図る。
- (イ) 虐待で心身に有害な影響を受けた子どもの養護と心のケアを図るための新たな社会的養護サービスのあり方について検討する必要がある、特に家庭的な里親事業や地域小規模児童養護施設の設置等を推進することは緊喫な課題である。
- (ウ) 人格形成に影響が懸念されるような重篤な心的外傷を負った被虐待児に対しては、安心できる養育環境を維持しつつ適正な治療を受けることができるよう、施設と医師が情報の共有を行い、施設職員が医師からスーパーバイズを受けるなど、治療的なシステムを検討する。(情緒障害児短期治療機能) \*

#### 3 児童相談所の専門的機能の強化

- (ア) 児童虐待の再発防止や連鎖の防止のために、児童虐待の専門的対応機関としての児童相談所の機能強化は必須であることから、人員の増強や福祉や心理の専門職の確保に努めると共に、研修やスーパービジョンの強化を図る。\*
- (イ) 児童虐待の再発や連鎖を防ぐため、児童相談所等において、虐待が生じた家庭の親支援プログラムや親（子）のグループの実施など、家族関係の調整を図るための支援を実施する。✿

注：\*については、社会的資源あり方検討委員会において検討。

✿については、家族関係支援調整プログラム調査研究委員会において検討。

## 課題と対応について（概要）

### 調査結果から導かれる課題

#### 課題1 児童虐待についての広報の工夫

##### ① 県民の児童虐待に関する正しい知識と理解

多くの県民は、児童虐待問題の重大性の認識はあるが、身近な問題として児童虐待の理解は十分ではない。

- ・ 多様なメディアを活用した生活感覚に合った「児童虐待」についての啓発が必要。

##### ② 性や世代の違いによる、児童虐待問題への認識の違いを踏まえた啓発

- ・ 男性のほうが女性よりも家庭内での親の立場を優先と考え、体罰の容認程度が高いなど、子育て観に違いがある。
- ・ 子育て世代と子育て卒業世代とでは、児童虐待問題の認識に違いがある。

##### ③ 通告義務の意義の理解を深める

- ・ 通告義務の周知には、県民の通告を躊躇する心理等を考慮する必要がある。

#### 課題2 児童虐待防止を図るための町村部における支援体制強化

- ・ 児童虐待問題の認識、子育て不安、児童虐待の経験等に市部と町村部とでの住民の意識の違いは見られない。

#### 課題3 子育て世代の特質にあったきめ細かな支援対策とその周知

##### ① 専業主婦のニーズに焦点を当てた子育て支援サービスの拡充

- ・ 子育て世代の専業主婦は、仕事を持つ女性よりも「身体的疲れ」「自由な時間が持てない」などのストレスが高い。
- ・ 若い子育て世代は、育児の経験や知識不足による不安が大きい。

##### ② 子育て支援サービスに関する情報の効果的な提供

- ・ 子育て支援事業の認知は低く、子育て家庭に十分情報が伝わっていない。

#### 課題4 暴力の連鎖を断ち切るための支援体制整備

##### ① 被虐待児の早期の心身のケアのための体制整備

- ・ 子どもの頃に虐待と思われる行為を受けた経験がある人は、受けた経験のない人よりも大人になって児童虐待と思われる行為をしたり、DVの被害を受けるなどの関連性が高いことから、被虐待児の早期の心身のケアのための体制整備が必要。

##### ② 虐待行為をした親への支援

- ・ 虐待行為の経験者は、子育ての負担感を強く感じているが、自分で解決すべき問題だとの思いから相談をしないなど援助に繋がりにくい。

##### ③ 児童虐待対応機関とDV対応機関との連携

・ DV問題と児童虐待問題は、相互に発生要因となり問題として並存する可能性が高いことを支援に関わる者は、認識する必要がある。



## 課題への対応策

## 備考 県の取り組み

☆18年度実施事業 ●19年度実施事

### 課題1 児童虐待についての広報の工夫

#### ○ 児童虐待及び子育て支援についてのより効果的な広報啓発

- ・ 各世代の子育て観を考慮した情報提供、啓発
- ・ 男性の子育て理解と協力の促進
- ・ 多様なメディアの活用、地域の人材の活用
- ・ 居酒屋、パチンコ店等の遊興施設などの広報の場としての活用
- ・ 母子学級、乳幼児健診、就学前健診を活用した子育て情報の提供
- ・ 児童虐待は「子どもの人権侵害」という認識の周知
- ・ 住民参画によるユーザーの視点に立った広報企画

#### ○ 児童虐待の通告義務と相談受理事関の役割の周知

- ・ 通告は「子どもを守り、養育者への援助の始まり」であることの周知
- ・ 通告受理後の援助についての県民への周知

☆児童虐待防止推進月間フォーラム  
☆リーフレット「STOP子ども虐待 みんなの力で子どもたちの笑顔を守ろう」

#### 県民参加型の広報

- 児童虐待防止推進月間地域フォーラム（拡充）
- 児童虐待防止啓発パネルの作成（新規）
- 子育て応援リーフレットの作成（新規）

### 課題2 児童虐待防止を図るための町村部における支援体制

#### ○ 市町村の児童虐待対応の体制強化

#### ○ 町村部の要保護児童対策地域協議会の設置促進

☆市町村児童虐待防止ネットワーク強化（アドバイザー派遣）事業

☆要保護児童対策地域協議会の設置促進

17年度6市町→19年2月1日現在17市町村

児童虐待防止体制の市町村格差の是正

- 市町村児童虐待防止ネットワーク機能強化事業（継続）

### 課題3 子育て世代の特質にあったきめ細かな支援体制とその周知

#### ○ 子育て協力者（男性、子育て卒業世代）への啓発

#### ○ 子育て支援のニーズとサービスを適正に調整する体制

- ・ 子育て支援サービスの紹介・提供を適正に調整する体制の構築
- ・ 虐待未然防止のための専業主婦に焦点をあてた調査研究（「子育て支援サービスのあり方に関する意識調査」の実施）

#### ○ 子育て支援の出前型サービス

- ・ 育児支援家庭訪問事業の推進

☆子育て支援事業の促進

☆育児支援家庭訪問事業の促進

☆児童虐待防止に関する母子保健担当者研修  
効果的な子育て支援

- 「子育て支援サービス利用のあり方に関する調査」の実施（新規）

- 児童虐待防止に関する母子保健担当者研修（継続）

### 課題4 暴力の連鎖を断ち切るための体制整備

#### ○ 児童虐待対応機関とDV対応機関の連携強化

#### ○ 被虐待児のケアシステム

- ・ 小児科、児童精神科及び民間相談室を活用した被虐待児のためのケア
- ・ 里親、地域小規模児童養護施設等の被虐待児へのケアのための新たな社会的養護サービスの検討
- ・ 児童養護施設職員等に対する医師等のスーパービジョンなどによる治療的システムの検討（情緒障害児短期治療機能）

#### ○ 児童相談所の専門的機能の強化

- ・ 児童福祉司、児童心理司の増員及び研修、スーパーバイズの強化
- ・ 家族関係の調整を図る支援の実施

☆被虐待児童等へのケア

〔保護者カウンセリング事業・被虐待児グループ指導・一時保護所児童処遇改善促進事業・被虐待児等訪問心理療法等事業・児童養護施設心理療法士（7施設）・家族関係支援調整プログラム調査研究事業）

☆家庭的養護体制

〔里親登録（237）地域小規模児童養護施設（2施設）自立援助ホーム（2施設）〕

☆DV・児童虐待相談地域担当者研修

#### 専門的機能の強化

- 家族関係支援プログラム作成事業（継続）
- 家族再生支援事業（新規）
- 児童相談所職員研修（拡充）

児童虐待防止調査研究委員会委員名簿

分野	氏名	所属〔役職〕
学識経験者	○井上 僖久和	聖徳大学人文学部臨床心理学科〔教授〕
法律	内田 徳子	柏綜合法律事務所〔千葉県弁護士会・子どもの権利委員会〕
民生児童委員	河原 久一	千葉県民生委員・児童委員協議会〔会長〕
教育	小関 智子	元成田市立久住第一小学校〔校長〕 (平成18年3月まで) 成田市教育委員会〔社会教育指導員〕 (平成18年4月から)
精神科医療	齋藤 万比古	国立精神・神経センター精神保健研究所児童思春期精神保健研究部〔部長〕 (平成18年9月まで) 国立精神・神経センター国府台病院〔リハビリテーション部長〕 (平成18年10月から)
学識経験者	◎才村 純	日本子ども家庭総合研究所子ども家庭福祉研究部〔ソーシャルワーク研究担当部長〕
保育	椎名 英夫	千葉県保育協議会〔副会長〕 〔次世代育成支援対策を推進する千葉県民会議委員〕
幼稚園	(長谷川俊哉) 鈴木 教義	(全千葉県私立幼稚園連合会〔総務副委員長〕) (平成18年6月辞任) 全千葉県私立幼稚園連合会〔常任理事〕 (平成18年6月就任)
児童養護施設	森田 雄司	児童養護施設子山ホーム〔施設長〕

◎委員長 ○副委員長 〔敬称略 五十音順 役職は19年3月現在〕

## 検討経過

開催月日	区分	審議内容
平成17年 9月21日	千葉県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会	○委員会の設置について ○委員の指名について
11月28日	第1回委員会	○委員会の取り組みについて ○17年度の調査研究について
平成18年 3月29日	第2回委員会	○「千葉県子育て支援・児童虐待防止に関する意識調査」結果についての協議
4月28日	第3回委員会	○「千葉県子育て支援・児童虐待防止に関する意識調査」結果の取りまとめ
5月19日	第4回委員会	○「千葉県子育て支援・児童虐待防止に関する意識調査」報告案について検討
6月6日	社会的養護検討部会	○「千葉県子育て支援・児童虐待防止に関する意識調査」結果について報告
7月31日	第5回委員会	○「千葉県子育て支援・児童虐待防止に関する意識調査」結果から導き出される課題と対応策についての検討
12月21日	第6回委員会	○「千葉県子育て支援・児童虐待防止に関する意識調査」結果から導き出される課題と対応策について ○次年度の調査研究について
平成19年 3月19日	社会的養護検討部会	○「千葉県子育て支援・児童虐待防止に関する意識調査」結果から導き出される課題と対応策について報告